

Q & A 補助金名：高松市特産品・伝統的ものづくり展示会等出展事業補助金

NO	質問	答え	掲載日
1	特産品・伝統的ものづくりの製品と同時に、それ以外の製品を出展する場合でも補助対象となりますか。	出展する製品全体のうち、特産品・伝統的ものづくりの製品が一定数含まれている場合は補助対象となります。 なお、申請書には対象製品のみ御記入ください。	R7.4.1
2	交付決定を受けていないですが、展示会に参加してもいいですか。	不可です。 展示会への参加は、必ず交付決定後としてください。申請受付から交付決定までは、2週間程度の期間を要するため、余裕をもって、申請してください。	R7.4.1
3	1年前に展示会への出展を申し込んでいますが、補助対象となりますか。	本補助制度は、展示会の準備期間を考慮し、通常の補助制度とは異なり、特別に、交付決定前の事前着手を認めます。そのため、既に申込みが完了している展示会に出展する場合でも補助対象とします（ただし、交付決定後に、展示会へ参加する場合に限ります。）。 また、申込みの際に要した経費についても、補助対象経費として、認めることができますので、事前に御相談ください。	R7.4.1
4	製造を委託している製品を出展する場合でも、補助対象となりますか。	製造を委託している場合でも補助対象とします。ただし、香川県内で製造又は加工の最終段階の工程が行われた製品に限ります。	R7.4.1
5	展示会への出展を取りやめる場合、どうすればよいですか。	必ず高松市産業振興課（839-2411）までお問合せください。	R7.4.1
6	複数の見本市等への出展の経費をまとめて交付申請できますか。	複数の見本市等の経費を混合して交付申請することはできません。交付申請にあたっては、一つの見本市等への出展事業について申請してください。	R7.4.1

7	本補助金で出展する見本市等及び自社製品について、他の補助金を受けて出展する（した）製品があるが、補助対象となりますか。	ほかの補助金を受けて出展する（した）見本市等と同一の見本市等に出展する事業は補助対象となりません。 ただし、他の補助金等を受けて出展する（した）自社製品を別の見本市等に出展する事業は補助対象となり得ます。	R7.4.1
8	外貨での支払いがある場合、補助対象経費はどのように算出したらよいですか。	外貨での支払いについては、交付申請時は交付申請日前1カ月以内の任意の日における為替レート、実績報告時は支払日時点の為替レートにより換算し、日本円の金額で算出してください。支払日時点の為替レートを確認できない場合は、支払月の基準レート（日本銀行の「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」による。）で換算してください。なお、計算に用いた為替レートが分かる資料を添付してください。	R7.4.1
9	補助対象経費の支払い方法は、銀行振込以外認められないのですか。	補助対象経費の支払いは <u>銀行振込</u> が原則です。ただし、銀行振込で支払うことができない経費（宅急便送料等）は必ずしも銀行振込でなくても認められる場合があります。	R7.4.1
10	どの日付をもって事業完了としたらよいですか。	原則、事業完了日は出展・経費支払が全て完了した日としてください。	R7.4.1
11	市外に住民票があり、市内で個人事業を営んでいるが、補助対象ですか。	対象ではありません。 個人の場合は、住民票上の住所が高松市内、法人の場合は、履歴事項全部証明書上の本店又は主たる事務所の住所が高松市内である必要があります。	R7.4.1
12	オンライン展示会等では、国外のバイヤーのみを対象とした展示会でなければなりませんか。	国外のバイヤーのみを対象とする展示会に限定するものではなく、例えば、製品のインバウンド需要や国外需要につながるオンライン展示会等も対象とする場合があります。詳しくは、高松市産業振興課（839-2411）までお問合せ	R7.4.1

		ください。	
--	--	-------	--